



財団法人 全日本スキー連盟

SAJ一般会員 SAJ有資格者 SAJ競技者 の皆様へ

2010/2011
シーズン用

スキー補償制度の ご案内

本補償制度は昭和51年に創設され、これまで多くの会員の皆様にご加入いただき、たいへんご好評をいただいております。

つきましては、本補償制度をご案内申し上げますので、ご検討のうえ是非ご加入くださいますようお願い申し上げます。

※一般会員、有資格者、スキー競技選手の各補償制度をご案内しています。

※本補償制度は、(財)全日本スキー連盟をご契約者とし、全日本スキー連盟登録会員を加入者および被保険者(補償の対象となる方)とするスポーツ賠償責任保険、スキー・スノーボード保険(正式名称:スキースケート保険)、スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険、動産総合保険、施設所有(管理)者賠償責任保険の団体契約です。

スキー補償制度加入申込締切日

平成22年10月22日(金)

(財)全日本スキー連盟事務局到着(必着)分まで

保険期間

平成22年11月1日(月) 午後4時から

平成23年11月1日(火) 午後4時まで

上記申込締切日を過ぎた「中途加入申込み」について

10月23日(土)以降に(財)全日本スキー連盟事務局に到着する加入申込みは『中途加入』となり、**いずれの補償制度も全て**下記の方法となります。会員登録と同時に保険加入を行わず、後日保険のみの加入を行う場合は、10月22日以前であっても、中途加入申込みとなります。

加入用紙 別添の「加入依頼書」に所定事項を記入してください。

※中途加入申込みは、(財)全日本スキー連盟の「継続および新規会員登録表」ではできません。

加入依頼書送付先 (財)全日本スキー連盟(スキー補償制度担当・小林)へ

FAX(044-966-6345)または郵送ください。

保険料のお振込先 裏面の「ご加入方法」に記載された「お振込先」へお振込みください。

保険期間 加入依頼書、保険料が到着(着金)した日に応じ、次のとおりとなります。

加入依頼書・ 保険料 到着(着金)日	保険期間	
	始期	終期
1日~10日	当月20日 午後4時	平成23年11月1日 午後4時
11日~20日	翌月 1日 午後4時	〃
21日~末日	翌月10日 午後4時	〃


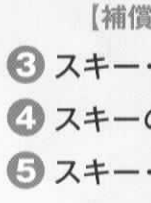
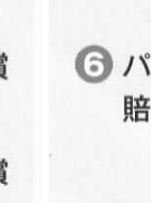
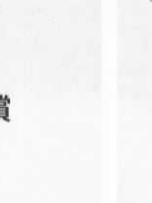
SAJスキー補償制度の加入要領

<ご注意>

■下記の保険料について

- スポーツ賠償責任保険およびスキー・スノーボード保険の保険料は、団体割引30%(被保険者総数1,000名以上)を適用しております。ご契約開始の際、被保険者総数が1,000名未満となった場合は保険金額を変更させていただきます。
- スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険の保険料は、被保険者総数200名以上500名未満にて計算しております。ご契約開始の際、被保険者総数が200名未満または500名以上となった場合は保険金額を変更させていただきます。(50名未満の場合は加入できません。)

- スキー・スノーボード保険は、スキー・スケート傷害保険補償特約、雪上滑走スポーツ補償特約、陸上スキー追加補償特約および陸上滑走スポーツ追加補償特約付帯スキー・スケート特別約款で構成されています。
- スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険について
- 団体管理下の事故には、合宿舎内の事故や移動中の交通乗用具搭乗中の事故は含まれません。
- 団体管理下の団体とは、(財)全日本スキー連盟、同加盟団体および同所属団体をいいます。

一般会員	有資格者	有資格者	スキー競技選手
SAJの一般会員の方	SAJのスキーまたはスノーボードの有資格者の方	SAJのパトロールの有資格者の方	SAJの競技者の方
【補償区分】	※スキーまたはスノーボードの有資格者とは、スキー指導者・スノーボード指導者・公認スポーツ指導者制度スキー指導者および競技資格者をいいます。	※パトロールの有資格者とは、SAJ公認のスキーパトロールをいいます。ただし、SAJ加盟団体の認定者も加入できます。	【補償区分】
① スキーのみ補償 ② スキー・ボード補償	③ スキー・ボード補償 ④ スキーのみ補償 ⑤ スキー・ボード補償	⑥ パトロール賠償責任補償	⑦ スキーのみ補償 ⑧ スキー・ボード補償
			
お問い合わせ用代表証券番号 5470827396	お問い合わせ用代表証券番号 5470827388	お問い合わせ用代表証券番号 5470827418	お問い合わせ用代表証券番号 1479363567

補償区分	補償項目			保険料(一時払)		保険の手続き方法
	法律上の損害賠償責任	会員自身の傷害	会員自身の用品損害	雪上のみの場合	雪上+陸上スキーの場合	
①	●	●	●	2,500円	3,500円	保険料は、会員登録の際に、登録料等と一併にお支払ください。
②	●	●	●	3,500円	6,100円	
③	●	—	—	1,000円	—	
④	●	●	●	2,800円	3,400円	
⑤	●	●	●	3,800円	5,700円	
⑥	●	—	—	1,300円	—	
⑦	●	●	●	(アマチュア) 5,000円	(アマチュア) 5,600円	「ご加入方法」に基づき、お手続きをお願いします。
				(プロ) 10,400円	(プロ) 11,000円	
⑧	●	●	●	(アマチュア) 6,000円	(アマチュア) 7,900円	
				(プロ) 14,700円	(プロ) 16,600円	

※保険料欄の「プロ」は、スキー・スノーボードの指導または競技を職業または職務として行っている会員をいいます。

- ※1. 本補償制度における「スキー」(雪上)の定義: スキーの板を用いて雪上(人工スキー場を含みます。)で行うスポーツをいいます。砂・ビーズ・芝(人工芝を含みます。)-ブラシ状の斜面、自宅等の庭や道路上の斜面を利用するものおよびローラーを使用するローラースキー等は対象になりません。
- ※2. 本補償制度における「ボード」(雪上)の定義: スノーボード用に設計されたボードを使用し、雪(人工雪を含みます。)上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。そり、ポプスレーおよびリュージュを除きます。
- ※3. 本補償制度における「陸上スキー」(スキーのみ補償)の定義: グラススキー、ローラースキー等、当該スポーツ用に設計された板、キャタピラまたはローラーを使用し、雪上以外の芝(人工芝を含みます。)-砂・ビーズ-ブラシ-マット状等の当該スポーツ用に設定された斜面および平面上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスキーをいいます。
- ※4. 本補償制度における「陸上スキー」(スキー・ボード補償)の定義: グラススキー、ローラースキー、マウンテンボード等、当該スポーツ用に設計された板またはボード、キャタピラおよびローラーを使用し、雪上以外の芝(人工芝を含みます。)-砂・ビーズ-ブラシ-マット状等の当該スポーツ用に設定された斜面および平面上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。ただし、そりを除きます。

ご加入の手続について

●本補償制度は、(財)全日本スキー連盟登録会員を被保険者とする団体契約です。

■一般会員補償制度または有資格者補償制度をお申込みの方は、会員登録の際、「継続または新規会員登録表」内にある

- ・一般会員補償制度 ▶ 委託集金分の「一般会員」
- ・有資格者補償制度 ▶ 委託集金分の「有資格者」または「パトロール」

の該当欄に○印をつけていただき(下記参照)、所定の保険料を登録料等といっしょにお支払ください。

■スキー競技選手補償制度をお申込みの方は、別添の「加入依頼書」に所定事項を記入のうえ、(財)全日本スキー連盟事務局(スキー補償制度担当・小林)へFAX(044-966-6345)または郵送ください。保険料は、下記の「お振込先」へお振込みください。

●いずれの場合も、申込締切日は、10月22日(金) (財)全日本スキー連盟事務局到着分までとなります。

1 一般会員補償制度または有資格者補償制度の場合

委託集金分(補償制度加入区分)		
一般会員	有資格者 (全員択一)	パトロール (全員加入)
① スキーのみ補償 <input type="checkbox"/> 雪上のみ 2,500円 <input type="checkbox"/> 雪上+陸上 3,500円	③ スキー・ボード補償 <input type="checkbox"/> 雪上のみ 1,000円	⑥ パトロール賠償責任補償 <input type="checkbox"/> 雪上のみ 1,300円
② スキー・ボード補償 <input type="checkbox"/> 雪上のみ 3,500円 <input type="checkbox"/> 雪上+陸上 6,100円	④ スキーのみ補償 <input type="checkbox"/> 雪上のみ 2,800円 <input type="checkbox"/> 雪上+陸上 3,400円	
	⑤ スキー・ボード補償 <input type="checkbox"/> 雪上のみ 3,800円 <input type="checkbox"/> 雪上+陸上 5,700円	

一般会員スキー補償制度に加入を希望される方は、いずれかをお選びください。

パトロールの有資格者の方は、この補償にご加入いただけます。また、一般会員向けのスキー補償もあわせてご加入いただくことも出来ます。

スキー・スノーボードの指導者の有資格者の方は、いずれかをお選びください。

2 スキー競技選手補償制度の場合

■ 加入依頼書の「郵送先」

〒215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生2-25-7
 (財)全日本スキー連盟(スキー補償制度担当・(有)ラ・トゥール 小林)

■ 保険料の「お振込先」

有限会社 ラ・トゥール
シンユリガオカシテン
 みずほ銀行新百合ヶ丘支店(店番:393)
 普通預金 1886184

※振込手数料はご負担願います。

【ご加入申込時における注意事項(告知義務)】

ご加入時に引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務(告知義務)があります。会員登録表(加入依頼書)の記載事項が事実と違っている場合にはご契約が解除されたり(◆の項目)、保険金の支払を受けられなくなることがあります。特に住所・氏名・性別・生年月日、他の保険契約(補償内容が同一の他の保険契約)の有無、過去の保険金請求・受取の有無等にご注意ください。

担保項目	補償区分								てん補限度額・保険金額	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いする主な事故例	保険金をお支払いできない主な場合 (詳細は各保険約款・特約によります。)
	1	2	3	4	5	6	7	8				
法律上の損害賠償責任	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者・被保険者(=会員)の故意によって生じた損害 ● 戦争・暴動・騒動・騒しう等によって生じた損害 ● 地震・噴火・こう水・津波等の天災による損害 ● 同居の親族に対する賠償責任 ● 加入者が所有、使用、管理する財物につき、その財物に対し、正当な権利を有するものに対して負担する賠償責任 ● 自動車(スノーモービルを含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 被保険者(=会員)と他人の間に損害賠償に関する特別の約定(法律上果たすべき責任の額以上に弁償する約束など)がある場合において、その約定において加重された損害賠償責任 	
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者、被保険者(=会員)の故意、犯罪行為 ● 戦争・暴動[※]、地震、噴火、津波 ● 細菌性食中毒およびウィルス性食中毒 ● 無資格運転、酒酔運転による傷害 ● 山岳登山(山岳登山とは、アイゼン、ピッケル等の登山用具を使用する場合のほか、山岳スキー・ヘリスキー・バックカントリーを含みます。)、リユージュ、ボブスレー、航空機操縦を行っている間に生じた事故 ● むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの ● 脳疾患、疾病、心神喪失、妊娠・出産・流産 ● など 	
会員自身の傷害	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ○ スキー(またはスノーボード)で滑っていて事故で骨折した。 ○ リフトから落ちてケガをした。 ○ 他人や立木等に衝突してケガをした。 ○ スキーバスの降りる時、ステップで滑ってケガをした。 ○ スキー場に行く途中、交通事故にあいケガをした。 ○ ホテルで足を滑らせてケガをした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ スキー(またはスノーボード)で滑っていて事故で骨折した。 ○ リフトから落ちてケガをした。 ○ 他人や立木等に衝突してケガをした。 ○ スキーバスの降りる時、ステップで滑ってケガをした。 ○ スキー場に行く途中、交通事故にあいケガをした。 ○ ホテルで足を滑らせてケガをした。
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ○ レストハウス前に置いてあったスキー板が盗まれた。 ○ スキー場に行く途中、駅の待合室でスキー用品一式を盗まれた。 ○ 自宅に保管してあったスキー板が火災で焼失した。 ○ 宿泊していたホテルが火災になりスキー板が焼失した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約者または被保険者(=会員)の故意または重大な過失による損害 ○ 地震、噴火または津波 ○ 自然の消耗または性質による変質等による損害 ○ ストックのみの損害 ○ 紛失、置き忘れによる損害 ○ 盗難・火災以外の事故 ○ 損害を受けたために臨時に発生する費用(臨時費用保険金補償対象外特約がセットされています。) ○ など
会員自身の用品損害	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害賠償金 <ul style="list-style-type: none"> 自己負担額を超過した損害額を支払限度額を限度にお支払いします。 ・ 身体障害(対人)事故・治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 ・ 財物損壊(対物)事故・修理代等 ● 費用賠償金 <ul style="list-style-type: none"> a. 損害発生拡大防止費用^{※1}、求償権保全行使費用^{※1} 事故発生の後、損害の発生または拡大の防止および他人に対する求償権の保全もしくは行使のために要した必要または有益な費用をお支払いします。 b. 緊急措置費用^{※1} 	
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害賠償金 <ul style="list-style-type: none"> 自己負担額を超過した損害額を支払限度額を限度にお支払いします。 ・ 身体障害(対人)事故・治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 ・ 財物損壊(対物)事故・修理代等 ● 費用賠償金 <ul style="list-style-type: none"> a. 損害発生拡大防止費用^{※1}、求償権保全行使費用^{※1} 事故発生の後、損害の発生または拡大の防止および他人に対する求償権の保全もしくは行使のために要した必要または有益な費用をお支払いします。 b. 緊急措置費用^{※1} 	
バトロール賠償責任	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害賠償金 <ul style="list-style-type: none"> 自己負担額を超過した損害額を支払限度額を限度にお支払いします。 ・ 身体障害(対人)事故・治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 ・ 財物損壊(対物)事故・修理代等 ● 費用賠償金 <ul style="list-style-type: none"> a. 損害発生拡大防止費用^{※1}、求償権保全行使費用^{※1} 事故発生の後、損害の発生または拡大の防止および他人に対する求償権の保全もしくは行使のために要した必要または有益な費用をお支払いします。 b. 緊急措置費用^{※1} 	
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害賠償金 <ul style="list-style-type: none"> 自己負担額を超過した損害額を支払限度額を限度にお支払いします。 ・ 身体障害(対人)事故・治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 ・ 財物損壊(対物)事故・修理代等 ● 費用賠償金 <ul style="list-style-type: none"> a. 損害発生拡大防止費用^{※1}、求償権保全行使費用^{※1} 事故発生の後、損害の発生または拡大の防止および他人に対する求償権の保全もしくは行使のために要した必要または有益な費用をお支払いします。 b. 緊急措置費用^{※1} 	

加入者証について

- 一般会員補償制度または有資格者補償制度をお申込みの方
 - SAJ会員証が加入者証を兼ねています。会員証の中間に、引受保険会社名(あいおい損保)と証券番号および事故の際の連絡先(0120-985024)・保険期間・補償制度加入区分等が印字されています。常に携行されるSAJ会員には便利です。(加入依頼書で加入手続をした場合は、下記②の対応となります。)
- スキー競技選手補償制度をお申込みの方(上記①の方が加入依頼書で手続をした場合を含みます。)
 - 別途「加入者証」を送付させていただきます。加入者証が届かない場合は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

万一事故が発生した場合

- 事故が発生した場合ただちに取扱代理店またはあいおい損保までご連絡ください。0120-985024(あんしん24受付センター)(携帯電話・PHS OK)[受付時間:365日24時間] ※おかけ間違いにご注意ください。
- この保険では、引受保険会社がお契約者または被保険者(=会員)にかわって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談代行サービス」はありません。被害者との示談交渉や弁護士への損害賠償請求権委任等を引受保険会社とご相談いただきながらすすめていただくことになります。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償金の全部または一部を承認した場合には、保険金が支払われなくなる場合がありますのでご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、引受保険会社所定の書類を提出していただきますので、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。
- この保険契約と補償範囲が重なる他の保険契約がある場合には、「会員自身の傷害」に対する保険金を除き、他の保険契約とこの保険契約で、保険金が分担して支払われます。
- 損害保険会社等の間では、傷害事故について保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いないことになっております。ご不明の点は、引受保険会社までお問い合わせください。(具体的には事故発生の場合に、損害保険の種類、受傷者名、事故発生日、取扱損害保険会社等の項目について確認しています。)

ご注意いただきたい事項

- 本補償制度の各保険約款および特約は、ご契約者(財)全日本スキー連盟に交付されております。
- クーリングオフについて(契約申込みの撤回について)
 - この保険は、クーリングオフの対象外となります。
- 契約締結後における留意事項(通知義務等)
 - 加入申込後に加入者証に記載の事項に変更等が生じた場合には、ただちに取扱代理店にご連絡ください。ご連絡がないと、変更の後に生じた事故による損害については保険金の支払を受けられなくなることやご契約が解除されることがあります。
- 満期返れい金・契約者配当金
 - この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 解約返れい金の有無
 - 被保険者がスキー・スノーボードの事故以外での死亡等の理由でご契約を解約される場合は、ご契約の取扱代理店にご連絡ください。解約の条件により、引受保険会社の定めるところにしたい、保険料が返還となる場合があります。
- 保険会社破綻時の取扱い等
 - 引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。
 - 普通傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、経営破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。
 - 傷害保険以外は、保険契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

<お客様に関する情報の取扱い>

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、(社)日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と求められる場合に限定します。

<詳細は>引受保険会社ホームページをご覧ください。引受保険会社ホームページ

平成22年9月30日以前にご覧いただく場合 <http://www.ioi-sonpo.co.jp/> 平成22年10月1日以降にご覧いただく場合 <http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

【取扱代理店】

ABC (法人名:有限会社ラ・トゥール) 担当 小林 英記
〒215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生2-25-7
TEL 044-959-2040 FAX 044-966-6345
(平日/9時~17時)

【引受保険会社】

平成22年9月30日以前のご連絡先

あいおい損害保険株式会社 広域法人部営業第一課
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 03-5202-6670 FAX 03-5202-6712

平成22年10月1日以降のご連絡先

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業第一課
(住所、TEL、FAXは変更なし)

あいおい損害保険とニッセイ同和損害保険は、監督官庁の認可を前提とし、平成22年10月1日に合併し、「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」となります。